

出先機関の再編整備計画（案）  
（西部圏域版）

平成17年9月  
徳島県

## 目 次

1	再編の位置づけ	1
2	再編の基本的考え方	1
3	再編の対象とする出先機関	2
4	各機関毎の課題	2
5	再編のねらいと手順・整備手法	3
6	総合事務所の組織体制	4
7	総合事務所の主な機能	6
8	本庁との役割分担	8
9	総合事務所長の権限	9
10	本庁と総合事務所との情報共有の促進	9
11	総合事務所内における情報共有	9
12	予算要求 調整機能の強化	10
13	総務事務の一元化への取組	10
14	職員の意識改革	11
15	県西部圏域に設置する総合事務所について	12
	(1) 所管区域	12
	(2) 再編の対象とする出先機関	12
	(3) 開設時期	12
	(4) 事務所の名称	12
	(5) 組織体制	12
	(6) 新たに付与する機能(新設)	13
	(7) 事務執行の集約化 機能強化	14
	(8) 本庁からの権限委譲	15
	(9) 各部門毎の業務概要	16
	(10) 支所・詰所の統廃合	19
	(参考資料)	
	資料1 組織体制の比較	20
	資料2 再編整備計画策定等経緯	21

## 1 再編の位置づけ

地方分権の進展の中で、地域住民のニーズに応え、総合的かつ柔軟に政策を立案し、事業を実施していくためには、地域住民に最も近い行政体である市町村や県の出先機関の体制強化が喫緊の課題となっている。

県の出先機関については、これまで主として簡素効率化といった観点から廃止や統合、権限委譲等を進めてきたところであるが、市町村や地域住民とともに地域づくりを担う機能を強化するといった視点からの再編が不十分であった。

このようなことから、平成15年10月に策定した県の行財政改革プラン「リフレッシュとくしまプラン」において、出先機関の再編・機能強化を組織・経営改革の重要な柱として明記し、分権時代を切り拓く新しい本県の地域機関として、県民の目線に立った満足度の高い組織の構築に取り組むこととしたものである。

## 2 再編の基本的考え方

本県の地域を所管する財務事務所、保健所、福祉事務所、農林事務所、土木事務所などは、昭和31年に地方事務所が廃止されて以来、それぞれの分野別に縦割りの出先機関として設置され、今日に至っている。

地方分権の進展により、基礎自治体である市町村の規模拡大・機能強化とともに、都道府県においては、広域行政を効果的かつ効率的に推進する体制が、より一層強く求められてきており、これまで国が担ってきた機能の一部を引き受けるとともに、市町村を包括する広域的な地方公共団体としての役割が重要性を増してきている。

このような中で、それぞれの地域における地域主権を確立し、自立と活性化を図っていくためには、地域を所管する県の出先機関が、独自の地域政策を企画・立案するための機能を強化するとともに、それぞれの地域の状況に応じて、県民に身近な行政サービス機関として、また、地域振興を担う中核機関として機能していくことが求められている。

このようなことから、地域の声を受け止め、地域の創意や工夫を県政に反映させながら、県民にわかりやすい行政を展開し、県民の目線に立った地域づくりを進めていくため、本庁と出先機関の役割分担を明確にするとともに、出先機関への権限委譲を進めるなど、地域振興を総合的かつ効率的に推進するための地域の総合行政機関として出先機関の再編・機能強化に取り組むこととする。

### 3 再編の対象とする出先機関

再編の対象とする出先機関は、当面、地域を所管する出先機関のうち、財務事務所、保健所、福祉事務所、農林事務所、農業改良普及センター、土木事務所とする。

(農業改良普及センターは、平成17年度組織改正において、農林水産総合技術支援センターへ再編)

### 4 各機関毎の課題

#### (1) 財務事務所

厳しい財政の下で、個人県民税の徴収支援体制の強化、賦課徴収事務に係る税務調査の充実等を図ることにより、より一層の県税収入の確保を図っていく必要がある。

また法人事業税外形標準課税の税務調査や軽油引取税脱税事案の強制調査等、税務関係職員には専門性の向上が求められている。

#### (2) 保健所

住民に身近で頻度の高い保健サービスの市町村への移行や民間の検診機関や医療施設の充実に伴い、保健所においては、住民に対する身近な保健医療サービス機能から、食の安全・安心や健康危機管理、環境問題等への機動的な対応を含むより広域的・専門的・技術的拠点としての機能強化が求められている。

#### (3) 福祉事務所

福祉関係法令の改正による市町村への事務権限委譲や市町村合併による新市の誕生など、市町村を中心とした福祉行政の展開が加速しており、管内市町村に対する地域福祉計画等の策定支援や広域調整機能の強化が求められている。

#### (4) 農林事務所・農業改良普及センター

農林水産業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や減少、輸入農林水産物の急増、食に関する関心の高まりなど大きな転換期を迎えている。

また、法改正による普及員資格の高位一元化や農業改良普及センターの必置規制の見直しなどを踏まえ、国内外の産地間競争に打ち勝つ高度で新しい技術の開発普及や本県独自のブランドづくりなど農林水産業の振興はもとより、その技術支援体制の再構築が求められている。

## (5) 土木事務所

予算の大幅な削減とともに、公共事業を取り巻く環境が大きく変化する中で、事業の重点化、集中化、又コスト縮減を図ることにより、社会資本の効率的整備を推進する体制整備が不可欠となっている。

また、道路・河川・海岸等の管理施設の老朽化が進む中で、安全性の確保と施設の機能維持の観点から、より一層計画的で適正な管理が求められている。

## 5 再編のねらいと手順・整備手法

### (1) 所管区域の広域化

地勢・日常生活圏の広がり・既存計画の圏域設定などを考慮し、現在、6～8圏域に分かれている所管区域について、県東部、県南部、県西部の県内3圏域を基本にして、既存の広域計画や市町村合併の状況との整合性を図りながら、所管区域の広域化を進め、事務所の再編を行うこととする。

東部圏域... 徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡

南部圏域... 阿南市、那賀郡、海部郡

西部圏域... 美馬市、美馬郡、三好郡

### (2) 行政の総合化

地域における行政を総合的かつ効率的に推進するためには、現行の縦割り事務所制を廃し総合事務所制として再編するなど、行政の総合化への取組が不可欠である。

県南部圏域、県西部圏域については、地域における県行政の中核として、また地域振興を担う拠点として、現行の縦割り事務所を統合し、新たに総合事務所を設置する。

一方、県東部圏域については、総合調整機能等新たな機能を付与する手法については、本庁の活用も含め検討を進める。

### (3) 再編の段階的な実施

平成17年4月から、県南部圏域をモデルに再編をスタートさせ、その後速やかに、県西部圏域、県東部圏域の再編に取り組むこととする。

また、再編の整備手法については、平成17年度を再編の初年度と位置づけ、平成20年度を最終の目標年次とし、目指すべき理想型に向かって順次再編に取り組むこととする。

## 6 総合事務所の組織体制

### (1) 総合事務所の位置づけ

新たに設置する総合事務所は、地方自治法第155条第1項に基づく地方事務所とし、本庁各部との横並び組織（特定の部局に属さない総合的な出先機関）として位置づける。

### (2) 内部組織

総合事務所の内部組織は、部制とする。

再編当初は、円滑な移行を図るため、現行の縦割り事務所の機能を残しながら総合事務所の総合調整・企画振興機能や予算要求・調整機能を強化するとともに、事務所内の総務事務等の一元化を図る。

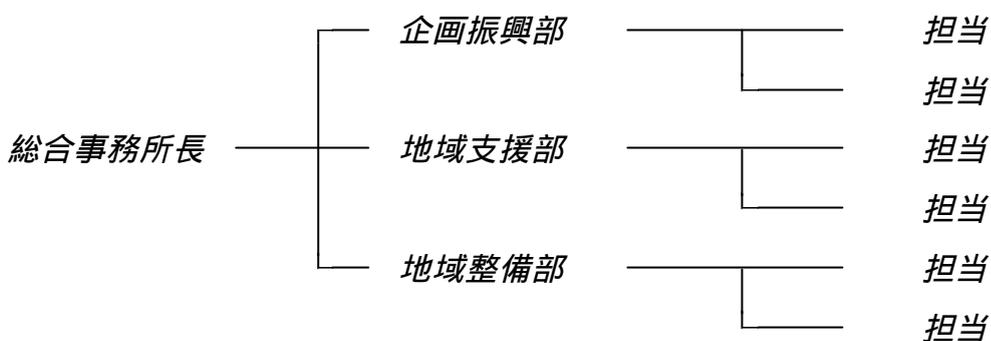
各部の執行体制については、課・係制を廃止し、担当制による大括り化を図ることとし、併せて、職制についても課長職を廃止するなど段階的に見直しを進めることとする。

なお、保健所については、法律上の必置機関であることから、独立した行政機関として総合事務所に併置するが、会計規則上の予算執行機関とはせず、会計関係事務については、全て総合事務所が処理することとする。

目標の最終年次となる平成20年度には、管内の総合企画、市町村等との連携等を所掌する企画振興部、地域特性を踏まえた地域づくり・支援策の推進等を所掌する地域支援部、管内の基盤整備の一体的推進を所掌する地域整備部の3部体制とする。

また、地域づくりの視点から支所・詰所のあり方を見直し、統廃合を順次進めるとともに、再編の対象外となっている単独事務所についても、目標の最終年次までに総合事務所に組み入れるかどうか検討を進める。

(平成20年度イメージ)



### (3) 本庁との関係

本庁において、総合事務所を所管する特定の部は設置しないが、総合窓口を指定し、より連携を密にし一体的な行政の推進を図るものとする。

### (4) 分庁舎方式

総合事務所は、新たに庁舎を建設するのではなく、既存庁舎を有効に活用しながら機能面からの統合を目指すとともに、庁舎毎に機能分担を図りながら、地域特性にあった整備、施策展開を図っていくこととする。

庁舎が分かれることに伴う所管部長のいない庁舎においては、原則として業務執行責任者を置き、業務に支障のない体制を整えることとする。

また、ITを利用した庁舎間のネットワークを構築するとともに、業務連絡用車両を運行するなど分庁舎方式によるデメリットの解消に努めることとする。

執務室の配置については、縦割り・セクショナリズムを解消する方策として、類似部門のワンフロア化や間仕切りの撤去等のオープン化に努めることとする。

## 7 総合事務所の主な機能

### (1) 総合調整・企画振興機能

圏域全体の目指すべき方向、地域の視点に立った政策の立案、地域のニーズを反映した事業の展開等を図るため、本庁との役割分担を明確にし権限を移すことにより、地域の実情を最も理解している総合行政機関として企画立案から事業実施まで行いうる体制を強化する。

また、生活・福祉・環境等、地域に密着した課題を中心に地域の特性に重点を置いた機能統合を図ることにより、縦割り行政の弊害を排除し、合理的な行政運営を行う。

具体的には、所内の総合調整を一元的に行うセクションを設けるとともに、所内の重要事項の協議・調整を行う場としての「局議」の設置、管内市町村長との連携・調整を行うための「地域政策総合会議」を設置することとする。

また、企画振興を担当する部は、総務事務等の集約化をとおして所全体の業務を統轄し、調整する役割を担うことから、保健・農林・土木等の技術職員の配置を行うとともに、管内市町村職員との交流も積極的に行うこととする。

### (2) 危機管理機能

近い将来、発生が予想される南海地震を始め、大規模災害等に迅速・的確に対処する機能を整備する。

特に、県南部圏域においては、南海地震による津波等の甚大な被害が予想されるため、現場で判断し対応するという迅速性が求められており、重点的に体制強化を図ることとする。

また、食の安全・安心、健康危機管理に係る施策の推進等今日的課題にも的確に対応していくための体制整備についても検討を進める。

具体的には、本庁防災局や防災センター、管内市町村、警察、消防等関係機関との連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における災害対策本部の圏域支部としての体制づくりや、災害を想定した身近な地域での訓練の実施等を行うこととする。

また、防災無線通信設備や資機材等の備蓄、ヘリコプターの離着陸場の確保など、ハード面からの整備を併せて進めることとする。

### ( 3 ) 情報提供・相談機能

県民や地域のニーズを的確に把握するための広報広聴機能、情報公開及び個人情報保護に関する機能、申請・相談・照会等に迅速、的確に対応できる総合相談機能を付与するとともに、ITを活用するなどして、できるだけ多くの情報を地域に提供できる体制を整備する。

具体的には、多様な媒体を利用しながら県政に関する情報を地域住民に提供するとともに、地域が抱える課題をテーマとした広聴事業等を実施するほか、県の実施機関全ての情報公開及び個人情報開示に係る受付、管轄区域内全実施機関に係る公開及び開示を行っていくこととする。

また、地域住民からの相談や意見の受付、旅券申請など各種申請業務の窓口としての総合相談窓口を設置するとともに、TV電話等ITを活用し、直接県民からの相談に応じることができるようシステムを整備することとする。

### ( 4 ) 市町村支援機能

地域の総合行政機関として、市町村と一体となった新たな行政システムを構築するため、専門的、技術的な分野の業務について、地域や住民のニーズに的確に対応できる体制整備を図るなど、管内市町村との連携・支援機能を強化する。

また、市町村合併の進展を踏まえ、県と市町村の役割分担を整理した上で、市町村の規模や体力に応じた支援・協力を実施する。

具体的には、市町村の合併や合併後の市町村における振興計画の策定支援等、地域の特色を活かした、新たな活力ある地域づくりを推進していくこととする。

また、市町村職員と県職員との相互交流などを行い、管内市町村との連携をより密にし、地域の実情や住民ニーズ等を一層的確に把握することにより、地域の視点に立ったきめ細やかな施策支援を行っていくこととする。

### ( 5 ) 地域連携・協働機能

NPO・ボランティア団体や地域コミュニティとの連携を図り、住民の力を活かした地域連携・協働の拠点機能を整備する。

また、地域における行政サービスを総合的に提供することが必要な分野については、組織の統合や連携を推進する。

さらに、県域や市町村の枠を超えた広域連携の促進や、地場産業の活性化が図られるよう地域づくり支援機能を整備する。

具体的には、保健所と福祉事務所の機能統合を行い、保健・福祉・医療部門の連携強化を推進していくとともに、各種団体や地域コミュニティと連携を図り、NPO法人設立に向けた支援や協働事業を推進するための補助等を通じ、地域密着型の住民の力を活かした地域づくりを支援していくこととする。

## 8 本庁との役割分担

総合事務所は、「地域の創意工夫を県政に反映」、「県民の目線に立った地域づくり」、「地域主権の確立」を目指し、地域の総合行政機関として設置するものである。

したがって、総合事務所は、

地域に根差した施策事業の企画立案及び執行

全県的な観点から実施される圏域に係る施策事業の執行

の両面を併せ行う機関として、総合事務所が自ら企画・調整し、責任を持って対応していく体制を目指すこととし、本庁で行う次の事務を除き、原則、総合事務所が行うこととする。

### 《本庁が行う事務》

- ・全県的な視野に立った政策の立案・各種施策の調整
- ・全県を対象とする統一的基準等の策定
- ・複数の管轄区域に及ぶ事務事業の実施に係る事務所相互の調整
- ・施策事業の効果が広く全県に影響を及ぼす事務
- ・国、他県との調整
- ・総合事務所による調整が困難なもの、二重行政や重複処理を解消することが困難なもの
- ・総合事務所を実施することが著しく非効率的なもの

こうした考え方に立って、総合事務所を通じて、これまで以上に、地域の実情や住民の声が県政に反映されるよう努めることとする。

## 9 総合事務所長の権限

圏域における県行政を一体的に推進し、地域の特性に応じた地域振興の推進を図るため、総合事務所長に、圏域内の総合調整権や人事権、予算権等新たな権限と責任を付与することとする。

各事務所長がそれぞれに有していた権能は、総合事務所長の統括の下に一本化され、総合事務所長は、地域全体のあり方を見据えた総合的な見地に立ち、地域に軸足を置いた施策の展開を図るため、組織全体を統轄・指揮監督し、圏域内の振興策の企画立案、部門間の事務事業の調整、進行管理にあたることとする。

### 《総合事務所長の事務権限》

- ・ 圏域内の総合的な地域振興計画に関すること
- ・ 圏域内主要事業の総合調整に関すること
- ・ 圏域内振興予算の要求・調整
- ・ 総合事務所の組織編成、人事配置 等

## 10 本庁と総合事務所との情報共有の促進

県政の軸足を、これまで以上により県民に身近なところに置き、地域の自主性・主体性を基本とした県行政を推進していくためには、本庁と地域づくりの拠点となる総合事務所との情報共有が重要となる。

このため、本庁と総合事務所との間で、本庁で有する施策の展開方向など基本的な考え方についての情報や、総合事務所の管内における地域の情報の共有が円滑に図れるよう、情報共有の基本ルールを定めることとする。

## 11 総合事務所内における情報共有

総合事務所は、既存庁舎の有効活用を図るため、庁舎が分散することとなる。

総合事務所が目指す総合的な行政の展開、県民に分かりやすい行政の展開、県民の目線に立った地域づくりのために、総合事務所内の連携を図り、それぞれの分野が持っている情報を共有化することが必要である。

このため、総合事務所内の庁舎間のネットワークを整備するとともに、情報共有の基本的なルールを定めることとする。

## 12 予算要求・調整機能の強化

圏域の目指すべき方向、地域の視点に立った政策の立案、地域のニーズを反映した事業の展開を図るため、予算要求から事業執行までの各種権限を付与し、本庁各部との横並びとするなど、予算要求調整機能の強化を図ることとする。

具体的には、圏域全体の在り方を見据えた総合的な見地から、包括的な施策展開が図られるよう、圏域に係る予算について、本庁各部は予め局議での調整を経ることを必要とするなど所要のシステムを整備する。

また、圏域内の計画策定や局内調整等、必要となる予算について要求を可能とするとともに、地域のニーズに迅速・柔軟に対応するため、総合事務所の裁量で執行が可能となる枠配分予算を活用することとする。

### 《直接要求予算》

地域づくりの拠点としての機能強化費をはじめ、総合事務所自らが企画立案・実施する事業について直接要求を可能とする。

### 《間接要求予算》

圏域内執行が予定される主要事業について、事前に局議を経るなど総合事務所の意向を反映させるとともに、一部の地域密着予算については枠配分方式の導入を試行的に行う。

## 13 総務事務の一元化への取組

総合事務所の設置にあたり、内部管理事務を効率的に執行するとともに、総合事務所という一つの組織の下での一体性への意識改革を促進するため、これまで各事務所毎に行ってきた人事、サービス、経理などのいわゆる総務事務を一元執行する体制を整えることとする。

一元化する事務の範囲は、原則として、工事経理を含めた総務事務全般とし、完全に集中執行する事務、各庁舎において処理する事務、各所属担当者が処理する事務に整理する。

また、総務事務の一元化に併せ、IT等による業務改善（BPR）、会計規則等の見直しなどを行い、より一層の効率的な事務執行に努めることとする。

なお、総務事務については、平成20年度を目途に、可能な限り関係する職員が自ら対応する、いわゆる発生源処理を基本とした総務事務の完全一元化を目指すこととする。

#### 14 職員の意識改革

総合事務所設置を始めとする今回の出先機関の再編整備の成否については、まさしく本庁も含めた職員の意識の変革にかかっている。

「この地域をどうしていくのか」という視点に立ち、「自分達の力でこの地域を変えていくんだ」といった気概を持って、職員一人ひとりが自らの課題として捉え、それぞれの役割を果たしていくことが何よりも大切である。

具体的には、本庁からの権限委譲を積極的に進めるとともに、機能拡充に合わせた人材配置を行うことなどにより、地域における行政の自己完結性を高めることとする。

また、本庁・総合事務所、県・市町村の人事交流を推進することなどにより、職員の意識の変革に取り組んでいくこととする。

15 県西部圏域に設置する総合事務所について

県西部圏域を所管する出先機関を統合し、新たに総合事務所を設置する。

(1) 所管区域

美馬市、美馬郡、三好郡

(2) 再編の対象とする出先機関

脇町財務事務所、池田財務事務所、穴吹保健所、池田保健所、脇町福祉事務所、池田福祉事務所、脇町農林事務所、池田農林事務所、脇町土木事務所、池田土木事務所（計10事務所）

(3) 開設時期

平成18年4月

ただし、事務事業を円滑に移行するため、総合事務所としての全面オープンは、平成18年6月1日とする。

(4) 事務所の名称

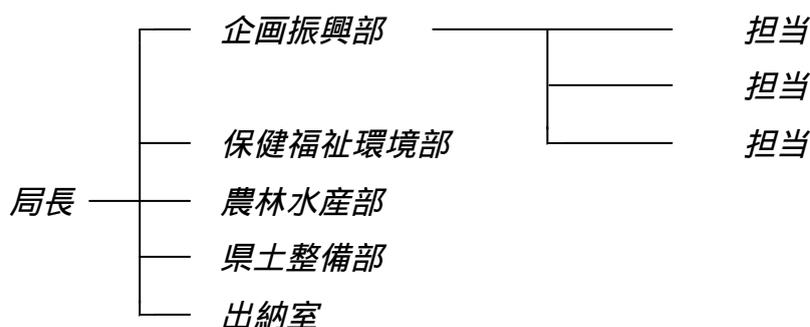
「徳島県西部総合県民局（仮称）」とする。

(5) 組織・体制

局長以下、企画振興部、保健福祉環境部、農林水産部、県土整備部と出納室の4部1室体制とする。

課・係制を廃止し、担当制とする。

平成20年度には、企画振興部、地域支援部、地域整備部の3部体制に移行する。



## (6) 新たに付与する機能（新設）

新たに設置する総合事務所には、以下の機能を付与する。

### 総合調整機能

企画振興部に、局内の総合調整を一元的に行うため、「にぎわい交流・企画担当」を新たに設けるとともに、各部に、部内の取りまとめや企画振興部との連絡調整を行う担当（企画担当）を配置する。

また、局内の重要事項の協議・調整を行う場として、局長、各部の部長等をメンバーとする「局議」を設置するとともに、地域における重要課題を検討し、総合行政を推進するため、「地域政策総合会議」を設置する。

### にぎわい・交流推進（企画振興）機能

「にぎわい交流・企画担当」において、管内の民間業者や市町村等との連携のもと、圏域の地域資源を活かしたにぎわいの伸展・向上につながる企画・立案等を行う。

地域観光ブランドの一体的な情報発信をはじめ、誘客促進を図るための観光振興施策を実施するとともに、四国他県に隣接する地域特性を活かした広域交流、情報ネットワーク網の整備支援、地域特産品や商店街の振興支援業務等を行う。

### 市町村（地域）支援機能

企画振興部に、管内市町村との連携・支援を行う「市町村支援担当」を新たに設けるとともに、県職員・市町村職員等が圏域内の地域振興施策に一体となって取り組むため、「地域支援センター」を創設する。

### 危機管理（防災）機能

企画振興部に、南海地震対策等大規模災害に対応するため「防災担当」を新たに設置するとともに、局内における防災体制を整備する。

併せて、災害発生時における災害対策本部の県西部圏域支部の体制づくりに取り組むこととする。

### 県民センター機能

広報・広聴、情報公開、個人情報保護、相談・苦情受付、各種申請窓口等の県民サービス部門や、NPO法人設立に向けた支援、住民の力を活かした地域づくり支援等地域支援の窓口として「県民生活担当」を設置する。

脇町・池田両庁舎内に新たに「県民センター」を開設するとともに、企画振興部を中心とした地域支援機能を付与することとする。

### 児童相談機能

激増する児童虐待等児童問題への機動的な対応を行うため、西部児童相談所（仮称）を設置し、保健・福祉分野との連携を図るとともに、市町村に対する支援を実施する。

### 環境保全機能

廃棄物の適正処理から生活環境の保全まで総合的な環境行政を展開するため、新たに「環境担当」を設置する。

### 林業再生機能

林業・木材産業振興、環境保全、防災の観点から豊かな森づくりを推進するため、「林業再生プロジェクト担当」を設置し、素材の安定的な供給体制の整備をはじめ、後継者の育成・確保対策等を行う。

## (7) 事務執行の集約化・機能強化

効率的な執行体制の整備、地域機関としての機能強化を進めるため、事務執行の集約化、機能強化を進める。

### 総務部門

各事務所ごとに置かれていた総務部門を廃止し、企画振興部に総務部門を集約・一元化する。

脇町及び池田庁舎に総務担当を集約し、庁舎ごとに集中処理を行うこととする。

そして、平成20年度を目途に、発生源処理を基本とした総務事務の完全一元化を目指すこととする。

#### 県税部門

県税部門を集約し、専門性の向上・徴収支援体制の強化を図る。

#### 地域支援（福祉）部門

高齢・障害者福祉、母子・児童福祉等を担当する地域支援部門を集約し、専門性の向上・保健所との機能連携を強化する。

#### 生活福祉部門

生活保護等を担当する生活福祉部門を集約し、専門性の向上・保健所との機能連携を強化する。

#### 公共事業執行部門

農林、土木関係の入札・契約事務を企画振興部総務担当に一本化するとともに、脇町・池田両庁舎において、庁舎ごとに集中執行する。

#### 公共施設管理部門

施設の老朽化等による管理業務の増加に対応するため、維持補修部門と工務部門とを再編し、施設管理部門を設置する。

#### 出納部門

出納部門を集約するとともに、審査・支払権限の見直しや審査手続きの効率化など、出納事務処理の見直しを進める。

#### （ 8 ）本庁からの権限委譲

県西部圏域に関わる施策を、総合事務所が自主的に企画・調整し、責任を持って対応していく体制を目指すため、本庁で所掌しているもので県西部圏域内に係る事務について、総合事務所に委譲することとする。

平成17年度の南部総合県民局開設に向けて総合県民局に委譲した225項目の事務・権限に加え、準備が整い次第、現地即決機能の向上のため、順次委譲を進める。

#### 市町村等支援

市町村への権限委譲、市町村基本構想、振興計画、広域市町村圏計画、地域総合整備資金貸付制度、地域福祉の振興・地域福祉計画 等

#### 民間・団体等支援

NPO法人設立等相談、協働事業推進補助金、社会福祉団体の運営指導 等

#### 各種許認可

病院の開設許可、国定公園における行為の許可、廃棄物処理法の許可等、水質汚濁防止法に係る行政処分、農地転用許可関係事務、建設業許可関係事務、道路・河川・砂防等の許認可事務 等

#### 補助金等交付・決定

県単補助金（乳幼児医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業等） 等

#### 事業執行権限

工事の請負及び用地取得・補償に係る予算執行権限の引き上げ 等

#### その他

旅券交付事務、農薬販売届の受理 等

### (9) 各部門毎の業務概要

各部門毎の業務内容は以下のとおりとする。

#### 企画振興部

局内の総合調整、圏域における重点施策の策定 等

#### ア 総務担当

局内の総務事務、予算・経理事務、入札・契約事務、庁舎管理事務 等

#### イ にぎわい交流・企画担当

局内の総合調整、圏域振興計画、地域政策総合会議、観光振興、広域交流 等

- ウ 市町村支援担当  
管内市町村との連携・支援 等
- エ 防災担当  
危機管理、管内市町村の防災対策支援、災害対策本部圏域支部 等
- オ 県民生活担当  
局の広報・広聴、情報公開、個人情報保護、総合相談窓口、協働支援 等
- カ 県税担当  
県税の賦課、徴収 等

#### 保健福祉環境部

- 地域支援、生活福祉、健康増進、環境管理、生活衛生、児童相談 等
- ア 企画担当  
部内の総合調整、各種圏域計画の策定、危機管理、食の安全・安心 等
- イ 地域支援担当  
高齢障害福祉、介護保険、社会福祉施設 等
- ウ 生活福祉担当  
生活保護 等
- エ 環境担当  
環境管理、環境整備、環境保護、環境検査 等
- オ 医療企画担当  
医事、医療機関立入検査、医療安全相談 等
- カ 生活衛生担当  
食品、乳肉、動物愛護、薬事、生活衛生 等
- キ 健康増進担当  
健康対策、精神保健、疾病対策 等
- ク 児童相談担当  
児童相談、児童福祉 等

## 農林水産部

農業支援、農地整備、林業振興 等

### ア 企画担当

部内の総合調整、危機管理 等

### イ 農業支援担当

農業振興、農業改良普及 等

### ウ 耕地担当

土地改良法関係、ほ場整備、農道整備、県営排水、集落排水 等

### エ 林務担当

林業技術の改良普及、森林整備、保安林、治山、林道整備 等

### オ 林業再生プロジェクト担当

林業再生事業の総合調整、後継者育成・確保対策 等

## 県土整備部

道路、河川、砂防の整備・管理等

### ア 企画担当

部内の総合調整、危機管理、建設業許可、公共事業の執行管理、建築基準法・都市計画法等の施行 等

### イ 用地担当

用地買収、損失補償、土地収用 等

### ウ 施設管理担当

道路・河川・砂防・海岸・港湾の管理 等

### エ 工務担当

道路・河川・砂防・海岸・港湾の整備 等

## 出納室

### ア 出納担当

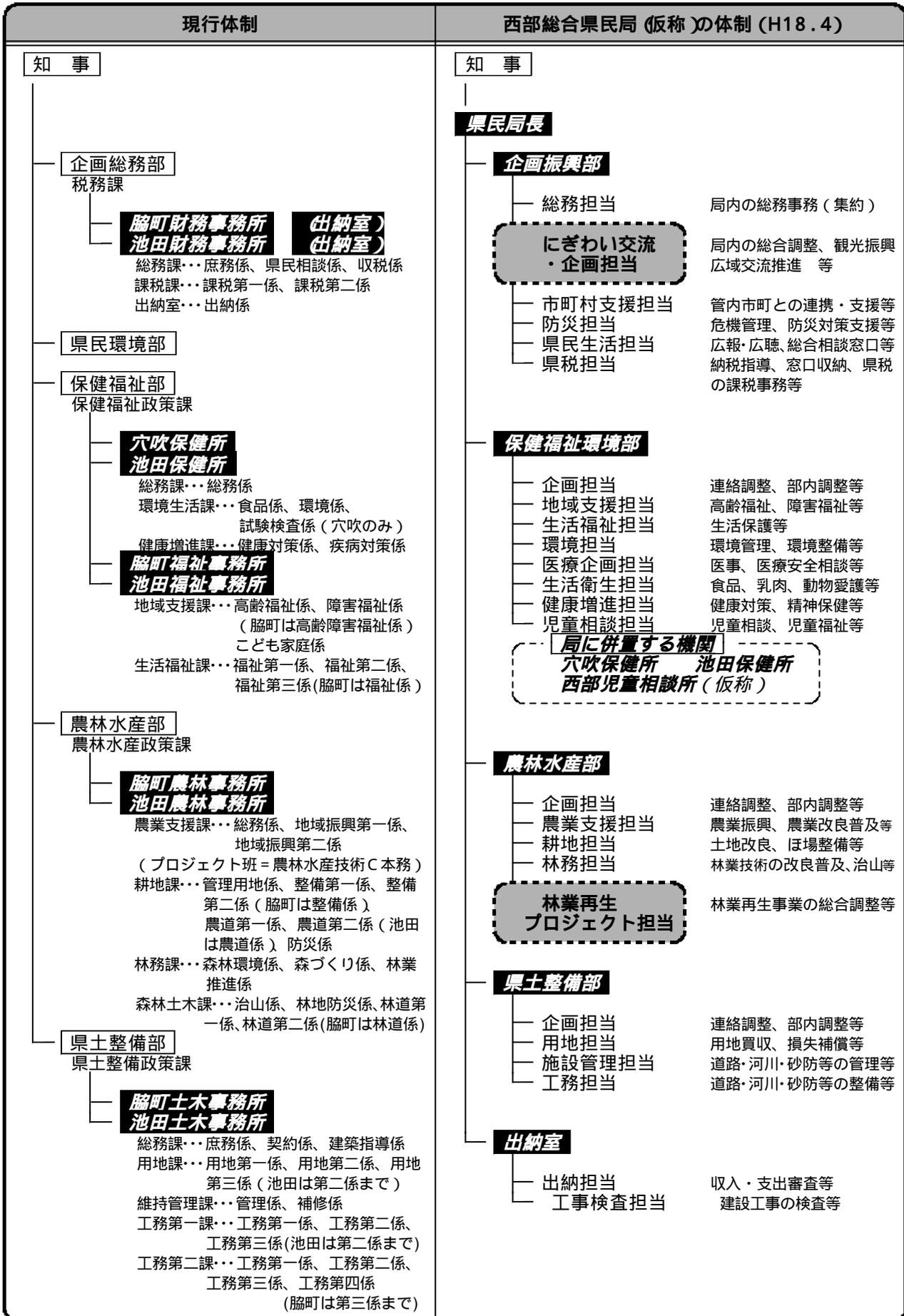
収入・支出審査 等

### イ 工事検査担当

建設工事の検査 等

(10) 支所・詰所の統廃合

公共事業等の業務量の推移を踏まえ、固定経費の縮減等より効率的な事務執行体制への転換を図るため、支所・詰所の統廃合を順次進める。



(資料2)

再編整備計画」策定等経緯

平成 15 年

10 月 29 日 第 1 回出先機関再編検討委員会  
(出先機関の再編について)

12 月 19 日 第 2 回出先機関再編検討委員会  
(再編案の策定に向けて)

平成 16 年

1 月 27 日 第 3 回出先機関再編検討委員会  
(再編の基本的な方向性について)

2 月 18 日 リフレッシュとくしまプラン推進委員会  
(「出先機関の再編整備について」(中間報告))

3 月 8 日 出先機関再編整備に係る市町村アンケート実施

3 月 15 日 ~ 出先機関再編についてのパブリックコメント実施 (~ 4 月 14 日)

5 月 21 日 第 4 回出先機関再編検討委員会  
(総合事務所機能について)

6 月 9 日 リフレッシュとくしまプラン推進委員会  
(「出先機関の再編整備について」(最終報告))

10 月 25 日 「出先機関の再編整備計画」策定  
(全体計画及び南部に設置する総合事務所について)

12 月 17 日 「徳島県総合県民局設置条例」可決

平成 17 年

4 月 1 日 「南部総合県民局」開設

6 月 1 日 「南部総合県民局」全面オープン

8 月 4 日 県西部圏域出先機関再編検討会議(美馬管内)  
5 日 県西部圏域出先機関再編検討会議(池田管内)  
(各市町村からの推薦による民間有識者等による検討会)

9 月 5 日 リフレッシュとくしまプラン推進委員会  
(「再編整備計画案(西部圏域版)」について)